

# 第 5 章

## 豊かな自然との共生や文化が実感できる魅力ある地域の実現

### ( 共生・魅力 )

#### 第 1 節 生物多様性の確保

##### 1 現 状

府内の森林や公園、河川等は、野生動植物の繁殖地や移動経路等となっており、これらを中心に多種類の生物の生息・生育が確認されています。

現在、府内には約8,700種の生物の生息・生育が確認されており、未調査のものを加えると1万種を超えると予想されます。なかには、国の特別天然記念物に指定されているオオサンショウウオや天然記念物のイタセンパラ、アユモドキなどの貴重な生物も含まれています。

野生生物は生態系の重要な構成要素ですが、府内では都市化の進展による緑の減少や分断化、河川の水質汚濁などにより、多様な生物の生息・生育場所が減少するとともに、残された生育環境も悪化しています。

##### ( 1 ) 生息鳥獣

府内に生息する野生鳥獣は、現在、33種の獣類と365種の鳥類が確認されています。主なものは1 - 1表のとおりです。

1 - 1表 地域別生息鳥獣

地 域	獣 類	鳥 類
北 摂 山 系	アカネズミ、モグラ、コウモリ、ニホンジカ、イノシシ、テン、ニホンザル 等	コゲラ、シジュウカラ、サンコウチョウ、オオルリ、ツグミ類、ミヤマホオジロ、ルリビタキ、ベニマシコ 等
金剛・生駒山系	リス、ムササビ、アナグマ、タヌキ、ノウサギ、ヒミズ、モグラ 等	オオアカゲラ、ヤマガラ、オオマシコ、ツグミ類、ウソ、キクイタダキ、ウグイス、ホオジロ、ホトトギス、ヤブサメ、カシラダカ、ルリビタキ、アオジ 等
和泉 <del>郡</del> 城山系	ノウサギ、リス、イタチ 等	ヒガラ、メジロ、キビタキ、ホトトギス、ツグミ、マヒワ 等
平野・丘陵地	イタチ、タヌキ、モグラ 等	スズメ、ドバト等

## (2) 水生生物

魚類は、現在、府内に約60種類の淡水魚が生息しています。近年、生息環境の悪化に伴い、個体数を著しく減らしている種もあり、特にイタセンパラ(天然記念物)、アユモドキ(天然記念物)及びニッポンバラタナゴは、環境省から絶滅の危惧種に指定されています。天然記念物のイタセンパラとアユモドキは、淀川水系の河川に生息する淡水魚で、イタセンパラは淀川本流のわんど等を、アユモドキは淀川水系の中小河川を生息域としています。

両生類は、特別天然記念物のオオサンショウウオが北摂山系等の河川に生息しています。



<天然記念物 イタセンパラ>



<特別天然記念物 オオサンショウウオ>

## (3) 植生

自然植生的な樹林は少なく、山地の山頂部、急傾斜地、境内地等にわずかに残っているだけです。

アラカシ群落、サカキ - ウラジロガシ群落及びコジイ - クロバイ群落のほか、貴重なものとしては、岸和田市の意賀美神社にミミズバイ - スダジイ群落、堺市の美多弥神社に府指定天然記念物のシリブカガシ群落等がそれぞれ残存しています。

また、妙見山及び和泉~~葛~~城山の山頂部にブナ林が残存しており、なかでも和泉~~葛~~城山のブナ林は、国の天然記念物に指定(大正12年)されています。冷温帯と暖温帯との推移帯(標高600~800mの地帯)にある高槻市本山寺等には、モミ、ツガの天然林が点在しています。

また、淀川、大和川の河川敷には、ヨシ、オギ等が優占する湿原があります。

一方、代償植生(人間の影響によって本来の自然植生が様々な人為植生に置き代わったもの)は、モチツツジ - アカマツ群落、特にアカマツ林が広く分布しており、次いで、コナラ群落が主として生駒山地に、スギ - ヒノキ人工林が北摂及び金剛山地に分布しています。

1 - 2表 大阪における絶滅のおそれのある野生生物一覧（抜粋）

分類群	絶滅危惧類 （絶滅の危機に瀕している種）		絶滅危惧類 （絶滅の危険が増大している種）	
	種数	種名	種数	種名
動物	哺乳類	2 アズマゲラ、テングコウモリ	3	北ノガコウモリ、キガシラコウモリ等
	鳥類	2 クマカ、ウズラ	27	オオカ、クハ、タマシキ等
	爬虫類	2 アカミガメ、タマシキ	0	
	両生類	1 ダルマガエル	2	オオサンショウウオ、オオミサンショウウオ
	淡水魚類	13 アユドモキ、イタセンバラ等	9	メダカ、トシヨウ、ツリノコ等
	昆虫類	20 ヒメイトトンボ、ゲンゴウ等	45	タガメ、オオクワタ、ギョウギ等
	陸産貝類	15 ナニワカミゾガイ等	7	アズキガイ、イノカヤマトガイ等
	淡水産貝類	6 アグラマガイ等	8	マルタニシ、タビタカコ等
	小計	61		101
植物	シダ植物	13 アカハワカ、カクサダ等	6	オオカキクサ等
	種子植物	112 トソウ、カゾウ等	54	ジユウヒトヒ、サソウ等
	小計	125		60
合計	187		161	

（注）「大阪府における保護上重要な野生動植物-大阪府レッドデータブック-」参照

## 2 平成13年度に講じた施策

### （1）野生動植物の種の多様性の保全

#### 鳥獣の保護

##### 鳥獣保護事業計画の推進・策定

野生鳥獣の保護と狩猟の適正化を図るため、「第8次鳥獣保護事業計画（平成9～13年度）」を推進するとともに、第9次鳥獣保護事業計画（平成14～18年度）を策定しました。

##### 鳥獣保護区等の設定

野生鳥獣の保護増殖を図るため、鳥獣保護区の更新及び指定・更新のための調査を行うとともに、銃猟禁止区域の新規設定・更新・拡大及び標識の設置を行いました。

##### 傷病野生鳥獣の救護

獣医師のボランティアによる野生鳥獣救護ドクター（124名）、野鳥救護施設、愛鳥モデル校及び傷病野生鳥獣保護飼育ボランティアの協力により、傷病野生鳥獣の救護を行いました。

##### 鳥獣保護思想の普及啓発

鳥獣保護思想の普及啓発を図るため、鳥獣保護員（32名）による探鳥会等の普及啓発活動を行いました。

#### 貴重な両生類、淡水魚の保護

##### オオサンショウウオ・イタセンバラ・アユドモキ等の保護

北摂地域における天王川流域の圃場整備事業や安威川ダム建設に先立ち、オオサンショウウオの生息調査を実施するよう指導するとともに、オオサンショウウオの生息環境が保全されるような設計や工法等に

ついて事業者を指導しました。



<安威川のオオサンショウウオ人工巣穴（茨木市）>



<天王川のオオサンショウウオ保全対策工（能勢町）>

また、アユモドキ等の種の保存及び増殖対策を講ずるために、アユモドキとニッポンバラタナゴの保護・増殖技術の開発試験とタナゴ類が産卵するために必要な二枚貝類の生産・増殖試験を行いました。

さらに、イタセンバラの保護増殖を図るため、既存知見・情報の収集整理を行うとともに、淀川わんど群における理想的な生息環境と、その保全のあり方を検討しました。また、淀川城北わんど群において、密漁等に対するパトロール等の保護活動を行いました。

#### 希少な野生動植物の保護

府内の野生動植物の分布、生息・生育状況の把握（大阪府種の多様性調査）

府内における野生動植物の分布、生息・生育状況等を把握するため、種の多様性調査及び現地調査を実施しました。

### （２）野生動植物の生息・生育空間の確保

#### ビオトープの保全・創出

槇尾川や金熊寺川等の改修事業において、隠し護岸（連節ブロック）や魚道の設置等生態系に配慮した川づくりを実施するなど、野生動植物の生息等に配慮したビオトープの保全・創出に努めました。

また、府内に残された良好で貴重な湿地の保全を図るため、放置しておくことと陸地化・乾燥化等により改変・消失するおそれのある、和泉市の信太山湿地等を対象に、土砂のしゅんせつ、乾燥地植物の除去等を行いました。



<信太山湿地保全事業（和泉市）>

さらに、市街地等の自然度の低い地域での各種事業において、ビオトープの創出に努め、自然の質の向上を図りました。

#### ビオトープの確保のための技術的手法の調査研究及び指導・助言

「大阪府緑化推進本部」自然環境専門部会等と連携し、野生動植物の生息等への配慮技術について調査・検討を行うとともに、河川工事等におけるビオトープの確保について指導・助言を行いました。

#### 環境と共生する港湾（エコポート）の整備

平成7年4月にエコポートモデル港に指定された堺泉北港において、港湾計画に位置づけた大和川河口部の条件を活かした人工干潟の整備工事を引き続き進めました。

#### 阪南港阪南2区における人工干潟の整備

阪南港阪南2区に整備予定の人工干潟・海浜について、環境創造の効果等の検討調査を行いました。

#### 環境共生都市「水と緑の健康都市」の整備

自然環境復元計画に基づき、貴重動物の移植作業や工事により発生した裸地の緑化等の自然環境復元作業を進めました。

また、本都市事業地内に生息するオオタカについて、モニタリング調査を実施しました。

#### 阪南スカイタウンの水辺環境の整備

阪南スカイタウンにおける水辺環境の整備の一環として、ホタルの飼育実験及び周辺河川への幼虫放流を行いました。

#### 環境ふれあいワークショップの運営

生き物とふれあえる府営公園を実現するため、服部緑地及び石川河川公園及び深北緑地において、自然環境の保全や復元についての整備計画及び管理運営計画等を府民とともにワークショップ方式を用いて策定し、環境に対する意識の向上を図りました。

#### 河川水辺の国勢調査の充実

河川の環境に配慮した川づくりを推進するため、余野川、千里川ほか21河川において、河川空間に棲む生物（魚介類、底性動物）の生育状況を調査しました。

#### 拠点となるビオトープを結ぶ緑の整備

野生動植物の移動を活発にし、森林や農地、緑豊かな府営公園等のまとまった緑を結ぶよう、各事業に



<絶滅危惧 類のオオタカ>

において、緑化樹の配付等による民間施設や公共施設の緑化を推進しました（緑化樹配付箇所1,153箇所、緑化樹配付本数72,880本）。

### 3 課題と今後の方向

豊かな生態系は、それを構成しているすべての生物の生存基盤であるだけでなく、私たちに様々な恩恵をもたらしてくれます。こうした生態系は、多様な生物が相互に関係し、作用しながら生存しているからこそ成り立っており、人も生態系の一員として、その健全性が損なわれないよう配慮していくことが必要です。このため、「大阪府レッドデータブック」の活用や生物の生育・生息状況に係る調査研究の推進を通して希少な野生動植物の保護に努めるとともに、鳥獣保護区の設定や野生シカの保護管理など、野生鳥獣の保護対策を推進します。

また、生態系に配慮した多自然型の川づくりや淀川わんどの保全、大阪湾の浅海域における干潟や藻場の整備など、水辺や海辺の生態系保全に努めます。

## 第2節 自然環境の保全・回復・創出

### 1 現状

大阪の自然は、大阪湾と淀川、大和川水系をはじめ多くの河川が流れる大阪平野、及びこれを取り囲む北摂、金剛生駒、和泉葛城の三山系からなっています。府内には約6万ha（府域の約3割）の森林、総延長約1千kmの河川や約1万1千か所のため池等の水辺空間、また、市街地やその周辺においても社寺林等の歴史的な緑や農空間があります（2-1表）。

また、府内の自然海岸は、南部の泉南市、阪南市及び岬町に存在し、泉南市と阪南市の境には河口干潟が、岬町には岩礁が見られます。

2-1表 府内の自然資源の現状（平成13年）

森林面積	56,679ha	森林面積率（府域面積／森林面積）：30% （全国：67%）
保安林	15,489ha	
国定公園区域	16,498ha	2公園：明治の森箕面、金剛生駒紀泉
府立自然公園地域	2,594ha	府立北摂自然公園（平13.8.31指定）
近郊緑地保全区域	33,472ha	3区域：北摂連山、金剛生駒、和泉葛城
自然環境保全地域 （大阪府自然環境保全条例）	38.33ha	5地域：本山寺（高槻市） ：意賀美神社（岸和田市） ：美具久留御魂神社（富田林市） ：若山神社（島本町） ：妙見山（能勢町）
緑地環境保全地域 （大阪府自然環境保全条例）	32.18ha	2地域：三草山（能勢町） ：地黄（能勢町）
緑地保全地区	2.4ha	3地域：今米（東大阪市） ：男神社（泉南市） ：加賀屋（住之江区）
農地面積	15,600ha	ただし、平成12年
河川	総延長878km	
ため池	11,223か所	ただし、平成12年
海岸	233km	うち自然海岸は2.1km

### 2 平成13年度に講じた施策

#### （1）貴重な自然の保全

自然環境保全地域・緑地環境保全地域の指定と保全

### 自然環境保全地域・緑地環境保全地域の指定と保全

府に残された貴重な自然環境を有する自然環境保全地域や、ミドリシジミ類の蝶（通称ゼフィルス）の生息する里山景観の残る能勢町三草東尾根部及びラン科植物等貴重な動植物が生息・生育する能勢町地黄湿地の緑地環境保全地域について適正な保全管理を図るため、（財）大阪みどりのトラスト協会が実施する事業に対して助成しました。

#### 天然記念物等の保全

##### 和泉葛城山ブナ林の保全

ブナ林の生育区域を広めるために取得した周辺森林（約46ha）について、（財）大阪みどりのトラスト協会が行う保全・整備・管理事業について助成しました。

##### 府内の天然記念物等の保護増殖

薫蓋クス、和泉葛城山ブナ林、弘川寺のかいどう、妙楽寺のつつじ、西教寺のいぶき、岡中鎮守社のくす、春日神社のしいの社叢、神田天満宮のくすのき等、国及び府指定の天然記念物となっている樹木等の保護と増殖を図るため、樹勢回復、腐食防止、除虫等の措置について助成・指導を行いました。



<春日神社のしいの社叢（寝屋川市）>



<薫蓋クス（門真市）>

#### 自然海岸の保全

##### 長松自然海浜保全地区及び小島自然海浜保全地区の保全・整備

大阪府自然海浜保全地区条例に基づき、指定している長松・小島両自然海浜保全地区の清掃に対して岬町に補助金を交付するなど、地区の環境整備に努めるとともに、土石採取等の一定の開発行為を監視しました。



2 - 2 図 自然海浜保全地区付近図



## (2) 森林環境の保全

### 森林地域の保全

#### 保安林の保全・管理

府民のレクリエーションの場としての森林に対する需要が高まっていることから、第5期保安林整備計画に基づき、主として「公衆の保健」を目的とする保健保安林の指定に努め、土砂流出防備保安林等と合わせ174haの保安林を新たに指定しました。また、引き続き保安林を森林保全の核として位置づけ、関係法令を厳正に運用することにより、その適切な保全と管理に努めました。

#### 近郊緑地保全区域及び自然公園区域の保全

近郊緑地保全区域内の開発に対しては、無秩序な市街化を防止するとともに、都市住民の健全な心身の保持や公害の防止を図るため、「近郊緑地保全区域内における届出に要する行為に関する指導指針」により、開発抑制の指導を行いました。また、国定公園及び府立自然公園内の開発に対しては、許可権限を厳正に運用することにより、開発を抑制するとともに、自然環境の保全に努めました。

#### 「自然環境の保全と回復に関する協定」制度等による緑地等の保全

住宅地の造成等の自然環境に影響を及ぼす行為を行う者に対し、「自然環境の保全と回復に関する協定」を知事と締結することを義務づけることにより、一定の緑地等を確保させており、本制度の適切な運用を図りました。なお、平成13年度の締結件数は47件でした。

#### 巡視制度の活用

##### 自然環境保全指導員制度の運用

府民参加による自然環境の保全・巡視制度である自然環境保全指導員（平成14年3月末現在、80名）により、周辺山系を適切に保全するための監視、指導を行うとともに、自然環境保全指導員から行政機関への通報や府への報告等を密にして、措置を必要とする事項に、迅速に対応しました。

##### 森林保全員制度の運用

森林の保全、管理に精通し、山地パトロールを行う森林保全員（75名）を各市町村に配備し、林野火災、病虫獣害、風水害、盗伐及び違法開発等の早期発見及び未然防止を図りました。

##### 自然公園指導員の活用

国定公園の風景地を保護し、利用の適正化を図るため、府内の国定公園において、自然公園指導員による利用者指導、利用者への自然解説、事故の予防措置を行いました（平成13年3月現在、35名）。

#### 森林の公益的機能の維持・増進

##### 森林造成事業の推進

能勢町ほか16市町村の森林を対象に、育成単層林整備（造林、下刈、除・間伐、枝打ち）、育成複層林整備（樹下植栽、下刈・改良）を行い、また、森林所有者等が自ら行った事業に、補助金を交付しました。

##### 治山事業の推進

府内60か所において、森林の維持造成を通じて、山地に起因する災害から府民の生命・財産を守るとともに、水源かん養、生活環境の保全・形成等を図るため、治山ダム工・山腹工及び森林整備等を行いました。

#### 生駒山系グリーンベルト整備事業の推進

市街地が山麓まで迫り、土砂災害の危険箇所が連なっている生駒山系西側斜面（枚方市～柏原市、延長約25km）において、グリーンベルトとして一連の樹林帯を形成し、土砂災害に対する安全性を高めるため、生駒山系グリーンベルト整備事業を推進しています。平成13年度においては、生駒山系における砂防事業を進めるとともに、東大阪地域における住民参加による森づくり体験イベントの開催や、大東市域におけるグリーンベルトフォーラムを開催しました。

#### 森林景観保全整備事業の推進

国定公園において、現に荒廃しているか、あるいは放置しておくで荒廃が予想される森林を対象として、整理伐、伐倒木整理、枝条整理を実施しました。

#### 保安林整備緊急対策事業の推進

能勢町ほか8市町村の保安林において、現に荒廃しているか、あるいは放置しておくで荒廃が予想される森林を対象として、植栽、保育（下刈、除・間伐、枝打ち）を実施しました。

#### 間伐の促進

健全な森林の育成を図るため、高槻市ほか9市町村36haの間伐の実施に対して助成しました。

#### 「里山トラスト」（里山保全活動）への支援

多様な人々の継続的な森づくりへの参加を一層推進するため、府民、NPO、林業関係者、行政機関、さらに企業等の法人も加わった里山保全活動の取り組みを支援しました。

#### 魚庭（なにわ）の森づくり活動推進事業

豊かな海は豊かな森によって育まれるとの考えのもと、漁業者自らが豊かな森を育てていくという目的を掲げた「魚庭の森づくり」活動を、岸和田市、貝塚市、泉南市の森林において、大阪府漁業協同組合連合会が中心となって、森林関係者、ボランティア団体、地元市とともに、「魚庭の森づくり協議会」を立ち上げて実施し、府もその構成員としてこれを支援しました。

### （3）地域緑地の保全

#### 緑地保全地区の指定拡大の推進

#### 緑地保全地区の指定拡大の推進

都市緑地保全法に基づき、緑地保全地区について新たな指定地域の掘り起こしに努めました。

#### 保存樹、保存樹林の保全

各市町村長より指定された保存樹林に関してとりまとめました。

平成12年度末	
保存樹	884本
保存樹林	
樹林	1,031,072m <sup>2</sup>
生垣	242m

#### 風致地区等の保全

#### 風致地区の指定・保全の推進

風致地区において、風致に影響を及ぼす開発行為や建築物の規制等を行うとともに、適切な指導を行い

ました。

#### (4) 農空間の保全

##### 棚田地域の保全

農村の原風景や多様な生態系の保全、洪水調整などの機能を有する棚田地域の保全・利活用の支援を目的として「棚田・ふるさと保全基金」の積立を行い、その運用益により、府民約270名の参加による「棚田・ふるさとファンクラブ」を組織するとともに、茨木市や千早赤阪村において地元農家が一体となって棚田保全活動を行いました。

##### 農空間整備事業の推進

府民との協働・連携により、農空間の持つ多面的な機能の持続的な保全・活用を図るとともに、農業基盤整備、都市農村交流基盤、生活環境基盤などの整備を積極的に行い、都市と共生した地域づくりに努めました。

##### 大阪エコ農産物認証の発足・推進

「大阪エコ農業推進基本方針」に基づき、農業の持つ物質循環機能を活かし、農業の環境への負荷軽減を図りながら、府民が求める安心な農産物の生産を推進しました。

#### (5) 河川空間等の保全

##### 河川環境の整備

##### 人がふれあえる川づくりの推進

石川、天野川、安威川等において、階段護岸や高水敷、遊歩道、桜づつみの整備等、河川の環境整備事業を実施し、平成13年度末までに、石川で11.6km、天野川で1.5km、安威川で15.6kmの整備を完了しました。

##### 多自然型川づくり（自浄作用の向上等）の実施

（内容は第4章第4節2（2）に前掲）

##### わんどの保全

淀川のわんどは、天然記念物であるイタセンパラが生息しているばかりでなく、様々な水生生物等の生息、繁殖等の場として重要な役割を果たしています。そのため、イタセンパラの生態及びその生息環境の調査を通じて、わんどの重要性を広く普及するとともに、関係機関に対してわんどの保全について働きかけを行いました。

##### 水と緑豊かな溪流砂防事業の推進

免除川（交野市）、尺治川（交野市）、黒桐谷（千早赤阪村）等7溪流において砂防事業を実施しました。

##### 砂防環境整備事業の推進

千早赤阪村の水越川において、現地発生材を使用した法面保護、間伐材による遊歩道整備等の環境整備



<石川環境整備事業>

事業を実施しました。

#### 河川水質の保全

(内容は第4章第4節2(2)の「河川水の直接浄化の実施」を参照)

#### ダム湖周辺整備の推進

狭山池ダム周辺を水と緑にふれあえる場として府民に利用してもらうため、遊歩道・植栽等の周辺整備工事を実施しました。

また、箕面川ダムにおいても、ダム周辺整備工事(遊歩道整備)を実施しました。

#### ため池環境の整備

##### オアシス構想推進事業の推進

ため池を農業用施設としてはもちろん、都市空間に“やすらぎ”と“うるおい”を与えるオアシスとして活用するため、久米田池をはじめとする7地区で親水護岸、遊歩道及び多目的広場等を整備しました。

##### 地域総合オアシス整備事業の推進

複数のため池を群として捉え、それらの持つ多面的機能を活かした総合的整備を熊取地区(熊取町)ほか4地区で実施しました。

#### ため池等の水質の保全

深溝地区(富田林市、羽曳野市)及び唐崎地区(高槻市)において、自然の浄化作用を活用した農業用水路の整備、用排水の分離、ため池へのドロのしゅんせつ及び水質浄化施設等の整備を行いました。

#### ため池環境コミュニティの支援

住民参加による水辺環境づくりを推進するため、オアシス整備地区の「ため池環境コミュニティ」の代表者や地域の水辺環境づくりを実践している人々による「第2回ため池環境コミュニティ会議」を開催し、ため池の水辺環境づくりのための活動内容や、今後の目標等について意見や情報交換を行いました。

## (6) 海辺空間の保全

#### なぎさ保全創造事業の推進

大阪湾沿岸域の漁場の底質改善による水産資源の保護・育成、府民の憩いの場の創造など、「水辺空間」の保全と多面的な活用を目的として、田尻町地先において覆砂を行いました。

#### 阪南港岸和田旧港地区における水質の保全

岸和田旧港地区において発生している水質汚濁及び悪臭を改善するため、覆土事業を実施し、直接の原因となる底質の改善を行いました。

#### 漁場環境保全対策

(内容は第4章第4節2(2)に前掲)

#### 増殖場の造成

泉南市岡田地先において、自然石や増殖礁の沈設により、藻場等を造成し、魚介類の産卵及び稚魚の保育場を整備しました。

#### 自然調和型漁港整備事業の推進

自然調和型漁港整備として、深日漁港において自然調和型護岸の整備を進めました。

環境と共生する港湾（エコポート）の整備

（内容は第5章第1節2（2）に前掲）

阪南港阪南2区における人工干潟の整備

（内容は第5章第1節2（2）に前掲）

栽培漁業センターの活用

水産資源の維持増大を図るため、府立水産試験場附属栽培漁業センターにおいて中高級魚介類の生産を行い、中間育成後、放流を行いました。

空港周辺海域整備事業の推進

水産動植物の採捕禁止区域に設定した関西国際空港周辺海域において、大阪湾の水産資源の保護、培養の場としての機能を維持していくため、海域監視及び稚魚放流を行いました。

「なぎさ海道」事業の推進

自然環境の保全と持続可能な開発を基本に、人と海が豊かにふれあう魅力ある海辺空間の形成をめざして、泉南地区において「なぎさ海道」地域連携ワーキング分科会を開催するとともに、「なぎさ海道」ウォーキングの実施や、泉南市「干潟を守る会」など市民活動グループのネットワーク立ち上げ等の事業を、（財）大阪湾ベイエリア開発推進機構が中心となって行いました。

### 3 課題と今後の方向

自然環境を長年にわたって保全していくためには、個々の自然環境を府民の貴重な環境資源としてとらえ、保護し、回復することが必要です。また、自然環境の保全のためには、幅広い府民参加による森づくりが必要です。このため、周辺山系の森林を府民の貴重な環境資源としてとらえ、“災害防止”や“資源循環”、“環境学習・レクリエーション利用”など、森林の有する公益的機能を高度に発揮させるための適切な保全整備・管理水準を定める「森林プラン（仮称）」の策定を進めます。

また、和泉葛城山ブナ林をはじめとする貴重な自然の保全に努めるとともに、保全活動の推進母体となる（財）大阪みどりのトラスト協会等の活動を促進します。

さらに、里山の雑木林など人の生活との関わりの中で維持されてきた二次的自然環境の保全については、森林ボランティア活動の展開等、幅広い府民参加による取り組みを進めていきます。

農空間の保全については、都市化の進展や開発行為などにより、減少・分断化が進む一方、農業者などの担い手不足や高齢化などにより、荒廃が進展していく状況となっていることから、農業だけでなく農空間の持つ多面的機能を十分に発揮させることが必要です。このため、農空間整備事業を推進するため、「大阪府農空間保全指針（仮称）」や「農空間プランづくり（仮称）」を策定します。また、農地の防災機能に着目した防災農地整備事業を推進します。

河川の保全については、下水道未整備区域からの汚水流出や汚濁負荷の大きい初期雨水の流入などによる水質の悪化、さらに、下水道整備の進捗や都市化による浸透水量の減少によって河川水量が減少しているため、その回復が必要です。

このため、第二期水環境改善緊急行動計画（清流ルネッサンス）に基づき、浄化用水の導入や浄化浚渫、河川浄化施設の設置を進めるなど、下水道とも連携した河川水質・水量の改善を図ります。また、河

川整備計画の策定にあたっては、川づくりのワークショップ等市民団体とも協働し、河川整備計画を策定した上で、河川の持つ多面的な機能を活かしつつ、親水性を考慮した河川改修を行い、人と自然の共生を目指すため、河畔林の保全や生態系に配慮した多自然型の川づくりを進めます。

ため池や農業用水については、「大阪府オアシス構想」に基づき、オアシス整備事業の推進とともに、府民の身近な親水空間として、NPOや府民と協働で保全・活用を図ります。

大阪湾については、閉鎖性水域であることから汚濁物質が滞留しやすいことなどをふまえた総合的な取り組みが必要です。特に、埋め立てによる環境への影響防止や貧酸素水塊の解消を図る必要があります。

このため、環境と共生する港湾（エコポート）を重点的に整備していくとともに、堺第7 - 3区の産業廃棄物埋立地において野鳥や小動物の生息する湿地、草地などに森林が介在する大規模な“ビオトープ”空間を府民、ボランティアの参画のもとに進めていく「共生の森」構想を推進します。

埋め立てについては、「瀬戸内海環境保全特別措置法」に基づく基本方針に沿ってその必要性の検討を行うとともに、実施にあたってはミティゲーションに努めます。また、貧酸素水塊の解消や底質改善を図るため、水質浄化機能を付加した港湾構造物の導入、堆積した汚泥の除去や覆砂、残されたなぎさや干潟・藻場の保全、さらに人工干潟・藻場の整備を進めます。

### 第3節 自然とのふれあいの場の活用

#### 1 現状

##### (1) 自然公園等

府内には、明治の森箕面国定公園、金剛生駒紀泉国定公園及び府立北摂自然公園の3つの自然公園があります(3-1表)。

また、府内の森林区域及び自然公園区域は、3-2図で示すみどりの施設マップのとおりで、自然の状況に応じたふれあいのための施設が整備されています。

3-1表 自然公園の概要

##### <明治の森箕面国定公園>

指定年月日	昭和42年12月11日	
面積(ha)	第1種特別地域	187.9 ha
	第2種特別地域	203.6 ha
	第3種特別地域	571.1 ha
	計	962.6 ha
特質等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・明治100年の記念事業として東京の「高尾」とともに指定</li> <li>・シイ、カシ、ヤブニッケイ、ホオノキ、モミ、イロハカエデ等140科 980種の植物</li> <li>・3,000種を超える「昆虫の宝庫」</li> </ul>	
施設設備状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・箕面ビジターセンター</li> <li>・エキスポ'90みのお記念の森</li> <li>・政の茶屋園地</li> <li>・大日橋園地</li> <li>・清水谷園地</li> <li>・ようらく台園地</li> <li>・勝尾寺園地</li> <li>・こもれびの森</li> <li>・東海自然歩道の起点</li> <li>・自然研究路(12.9km)</li> <li>・昆虫館(都市公園施設)</li> </ul>	

##### <金剛生駒紀泉国定公園>

指定年月日	昭和33年4月10日(昭和61年2月8日一部変更、平成8年10月2日一部変更)	
面積(ha)	特別保護地区	10 ha
	第1種特別地域	122 ha
	第2種特別地域	2,791 ha
	第3種特別地域	12,461 ha
	普通地域	151 ha
	計	15,535 ha(奈良県域及び和歌山県域を含めた総面積は23,119ha)
特質等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金剛山付近の豊富な植物群落</li> <li>・サクラ、モミジの槇尾山</li> <li>・生駒山地、二上山は地形地質学上注目されている</li> <li>・高安山、信貴山、千早赤阪村等は史跡に富む</li> <li>・国の天然記念物に指定されている和泉葛城山ブナ林</li> <li>・牛滝山、犬鳴山のシラカシ自然林</li> </ul>	
施設設備状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「府民の森」(8園地)</li> <li>・緑の文化園</li> <li>・二上山万葉の森</li> <li>・岩湧の森</li> <li>・香楠荘</li> <li>・金剛登山道駐車場</li> <li>・ダイヤモンドトレール(全長45km)</li> <li>・生駒縦走歩道(全長22.2km)</li> </ul>	

##### <府立北摂自然公園>

指定年月日	平成13年8月31日	
面積(ha)	第3種特別地域	2,528 ha
	普通地域	66 ha
	計	2,594 ha
特質等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・里山景観を中心とした優れた自然景観が残された北摂地域の10地区を指定</li> <li>・農林業活動によって育まれてきた里山林に着目し、そのほとんどを第3種特別地域に指定</li> <li>・大阪府レッドデータブック掲載の貴重種が多数生息、生育</li> </ul>	

3 - 2図 みどりの施設マップ





## 2 平成13年度に講じた施策

### (1) 自然公園の整備・管理

#### 自然公園施設等の整備・管理

##### 自然公園整備・管理・運営事業の推進

自然公園において豊かな自然環境を保全するとともに、利用者が、自然にふれあうことのできる場を確保するため、ダイヤモンドトレールの修復（千早赤阪村ほか）、東海自然歩道の修復（茨木市）を実施しました。また、自然公園施設の管理や利用者への自然解説を行いました。

##### 府民の森利用促進・管理・運営事業の推進

府民に、自然とふれあうことのできる場と機会を提供するため、ちはや園地の整備を行いました。

また、利用者が、安全で快適に自然に親しむことができるよう、ほしだ園地において施設の安全対策を行ったほか、各種施設の整備・管理や自然ふれあい活動を推進しました。

##### 適正な利用の誘導

##### 府民の森パークレンジャーの活用

府民の森パークレンジャーを育成するとともに、パークレンジャーを活用して自然観察会や体験キャンプ等の「府民の森ネイチャーイベント」を実施しました。

##### 森林クリーンアップの推進

最近増大する山地へのごみの不法投棄を防止するため、11月を山地美化キャンペーン月間として、美化清掃運動を関係市町村とともに展開し、一斉清掃やクリーンハイキング等を行いました。

##### 国定公園の拡大

##### 金剛生駒紀泉国定公園拡大地域の整備

金剛生駒紀泉国定公園の拡大地域（平成8年10月拡大指定）における自然景観、生態系の保全及び「紀泉ふれあい自然塾（仮称）」等の府民の自然とのふれあいと憩いの場の創出、その安全対策のため、総合的に整備しました。

##### 府立自然公園構想の推進

##### 府立自然公園指定の推進

優れた自然環境と貴重な動植物の保全や自然とのふれあいの場としての活用を図ることを目的とした府立自然公園の指定（平成13年3月大阪府立自然公園条例制定）を推進するための検討を行いました。

##### 府立自然公園の指定

##### 府立北摂自然公園の指定

国定公園を除く府域のすぐれた自然の風景地の保護とその利用増進を図ることを目的に平成13年3月に府立自然公園条例を制定し、北摂地域の優れた自然の風景地を「府立北摂自然公園」として指定するとともに、標識を整備しました。



<ちはや星と自然のミュージアム（ちはや園地）>

## (2) 森林空間の活用

### 利用拠点の整備

#### 森林利用施設の維持・管理

府民の森林に対する多様なニーズに応え、活力ある周辺山系の森づくりを進めるため、高尾山創造の森（柏原市）、弘川寺歴史と文化の森（河南町）、水と森の学園（泉南市）、エキスポ'90みのお記念の森（箕面市）及び岩湧の森（河内長野市）の維持・管理を行いました。



<岩湧の森「四季彩館」>

#### 長距離自然歩道の整備

府民のレクリエーション、自然体験学習等多様なニーズに対応し、森林の利用拠点をネットワーク化するため、北摂地区（川尻～初谷）において環状自然歩道を整備しました。また、泉州地区（犬鳴山～生草谷）において近畿自然歩道を整備しました。

#### 山に親しむ府営公園の整備

府営長野公園ほか4公園の維持管理を行うとともに、周辺山系の里山に見られる風致や自然の緑を保全しながら、自然とのふれあいを通じて、人と自然の共生を体験、学習し、親しむ公園として、錦織公園等を整備しました。

#### 府民参加の森づくり

##### 府民参加の森づくり事業の推進

高槻市、柏原市、熊取町の計6か所の分収契約地において、府民に自然とふれあう場を提供するため、下刈りや健全な林相に誘導する除・間伐等の保育事業を実施しました。

##### 森林と木にふれあう機会の提供

##### 森林林業教育実施事業の推進

小学校児童の森林林業への理解の促進に資するため、林業体験学習等を実施しました。

##### 木工教室の開催

直接木に触れることにより、木材の特性及び森林林業に対する府民の理解を深めるため、府・市町村の森林祭等において、木工教室を開催しました。



<木工教室>

##### 里山トラストへの支援

「里山トラスト」（里山保全活動）への支援  
（内容は第5章第2節2（2）に前掲）

## (3) 農空間の活用

### セラピー農園普及推進事業の推進

ヒーリング効果やセラピー効果があるといわれている農作業や園芸作業を実践する場として「セラピー農園」の整備・普及について、学識経験者等からなる研究会を設置したほか、研究結果に基づき、農林技

術センター（現 食とみどりの総合技術センター）及び花の文化園において、実証及び運営に必要なボランティア育成を行いました。

#### 府民牧場の管理・運営

牧場が持つみどり豊かな自然の中での家畜とのふれあい等を通じて、府民に潤いを提供する府民牧場の管理・運営を行いました。

#### 府立花の文化園の管理・運営

府民が花に嗅い、花に学び、花で交流する場として、河内長野市に整備した「花の文化園」を管理・運営しました。

### （４）河川空間等の活用

#### 河川でのふれあい

##### 人がふれあえる川づくりの推進

（内容は第５章第２節２（５）に前掲）

##### ふるさとの川整備事業の推進

内川、松尾川、春木川、飛鳥川、穂谷川及び芦田川の６河川において、周辺の景観や地域整備と一体となった河川改修を行いました。

##### 多自然型川づくり（自浄作用の向上等）の実施

（内容は第４章第４節２（２）に前掲）

##### 地域交流拠点（水辺プラザ）の整備

天野川において、自然や歴史の学習の場、交流の拠点となる水辺プラザを整備するために用地買収及び工事に着手しました。

##### 河川公園の整備

府営石川河川公園の開設面積を26.0haに拡大し、広場等の整備によって充実を図りました。

また、国営淀川河川公園の維持管理等の負担を行いました。

##### ダム湖周辺整備の推進

（内容は第５章第２節２（５）に前掲）

##### 河川愛護月間、森と湖に親しむ旬間等による啓発

７月を河川愛護月間とし、チラシ等による広報や、河川クリーンキャンペーン（安威川、千里川ほか）、親子で歩こう河川見学会（天野川）等の行事を行いました。

また、森と湖に親しむ旬間（７月21日～31日）には、箕面川ダム親子ウォーキングラリーを行いました。

##### 砂防環境整備事業の推進

（内容は第５章第２節５２（５）に前掲）

##### ふるさと砂防事業の推進

唐川（太子町）において自然型護岸工による生態系に配慮した溪流づくりを実施しました。

##### 水と緑豊かな溪流砂防事業の推進

（内容は第５章第２節２（５）に前掲）

## 農業用水路の整備

### いきいき水路モデル事業の推進

水と緑あふれる快適な水辺環境づくりをめざし、長瀬川水路（東大阪市、八尾市、柏原市）、五個水路（東大阪市）、六郷水路（東大阪市）及び津之江水路（高槻市）において、水路の景観整備と併せて遊歩道や親水施設、緑化などの総合的な整備を行いました。



<いきいき水路（長瀬川）>

### まちづくり水路整備事業の推進

安全で快適なまちづくりをめざして、番田地区（高槻市、茨木市、摂津市）において農業用水路を活用した親水施設や防災施設を整備しました。

### ため池でのふれあい

#### いきものにふれあうオアシス整備事業

ため池の持つ農業用施設としての機能を確保しつつ、生物生息環境の保全や身近な自然とふれあえるレクリエーション空間を創出することを目的に、下田原地区（四條畷市）、堺南部地区（堺市）において事業を実施しました。

#### ため池愛護月間、オアシス月間による啓発

府民共有の貴重な自然環境の財産である「ため池」が大切に保全されるよう、毎年5月を「ため池愛護月間」と定め、広報活動を行いました。また、ため池の水と緑豊かな快適環境づくりを推進するため、毎年11月をオアシス月間として啓発活動を行いました。

#### オアシス・クリーンアップ・キャンペーン推進事業の推進

府民が、ため池と親しみ、環境づくりに取り組むよう、大阪府ため池総合整備推進協議会（府内41市町村で構成）、岸和田市とともに、久米田池（岸和田市）において「みんなでため池をきれいにし、「都市のオアシス」にしよう」をメインテーマにキャンペーンを実施しました。

## （5）海辺空間の活用

### 海に親しむ府営公園の整備

府営二色の浜公園ほか2公園の維持管理を行うとともに、岬町と阪南市の海浜部にまたがる「せんなん里海公園」において、施設等の整備を行うとともに、開設面積の拡大（8,000m<sup>2</sup>）を図りました。

### ふれあい漁港漁村整備事業の推進

親しみやすい漁港漁村整備のため、岬町（小島漁港、深日漁港）において、親水性護岸の整備を行いました。

### 漁場環境保全対策

（内容は第4章第4節2（2）に前掲）

### 海岸愛護月間による啓発

大阪府海岸美化運動を、府主催で年2回（貝塚市二色の浜、岬町長松海岸〔雨天中止〕）開催すると

ともに、市町村との共催で年5回（阪南港阪南1区〔岸和田市〕、堺泉北港小松緑道及び汐見緑道〔泉大津市〕、阪南港阪南3区〔貝塚市〕、阪南市男里川河口〔阪南市・年2回〕）の計7回実施し、ボランティア団体の行う海岸清掃活動を支援（物品の提供）しました。

また、海岸愛護月間（7月）に関するポスターの配付やシンボルマーク、標語入り物品を活用して、海岸愛護思想の普及、啓発にも努めました。

なぎさの楽校の開催（瀬戸内海環境保全普及活動事業）

平成13年4月に岬町長松自然海浜保全地区において、府民92名の参加により生物観察と清掃を通して海辺の環境保全について考える環境学習プログラムを実施しました。

海の日記念事業の実施

海の日記念事業として、海岸等の清掃、稚魚の放流等を行いました。



< なぎさの楽校 >

夏休み海の教室の開催

大阪湾の環境保全と水産資源の維持管理に係る府民意識の啓発とともに、青少年の健全な育成を図るため、府内の小中学生を対象に水産試験場の漁業調査船「おおさか」による海洋観測や海洋生物の観察などを行いました。

### 3 課題と今後の方向

都市と自然との共生を図るためには、自然とのふれあいを通して、一人ひとりが自然について学び、理解を深めるとともに、自然の価値を実感することが大切です。このため、既存施設の活用や様々な自然資源と観光・文化施設等とのネットワーク化を図り、レクリエーション利用だけでなく、健康づくりや自然環境学習など、子どもから高齢者までの多様なニーズに考慮しながら、自然とのふれあいの場や機会の提供に努めます。

森林とのふれあいについては、平成15年春に泉南市においてオープンする「紀泉ふれあい自然塾」や、周辺山系に整備されてきた「府民の森」・「長距離自然歩道」等を利用拠点として、里山生活体験や森づくり体験、自然体験活動を推進していきます。また、里山インストラクターや府民の森パークレンジャーなど、自然体験活動リーダーや自然解説員の育成・活用にも努めます。

河川でのふれあいについては、一様なコンクリートブロックや直線化した河川整備による多様な生態系が減少しており、その回復を図る必要があるとともに、勾配の急な護岸整備により、川への親水性が薄れているため、親水性を高める必要があります。このため、河川やダム湖周辺において、緩傾斜護岸や遊歩道等の環境整備を行い、水とふれあえる快適な水辺空間の創出に努めるとともに、人と自然との共生を目指すため、河畔林の保全や生態系に配慮した多自然型の川づくりを進めます。

ため池でのふれあいについては、NPOや府民と協働し、ため池や農業用水路を活用した水辺環境づくりを進めます。

海辺でのふれあいについては、一般の府民も容易に海に近づき親しむことのできる「ふれあい漁港」の整備や、海と親しむ事業として、小学校等と連携し、環境学習などを展開します。

## 第4節 潤いとやすらぎのある都市空間の形成・活用

### 1 現状

#### (1) 緑被率

府内における緑被地は府内面積の52.7%にあたる99,372haで、市街化区域内の緑被率は20.9%です(4-1表)。

4-1表 緑被現況

( )は、樹林、樹木のみ緑被

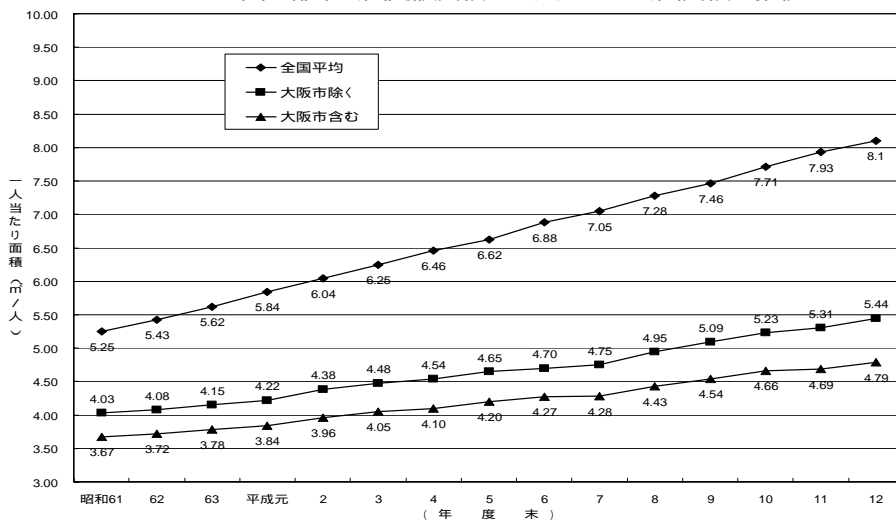
	区域面積 (ha)	緑被面積 (ha)	緑被率 (%)
市街化区域	90,085	18,847( 8,260)	20.9 ( 9.2)
市街化区域外	98,540	80,525( 61,895)	81.7 ( 62.8)
全 域	188,625	99,372( 70,155)	52.7 ( 37.2)

- (注) 1 緑被地は、樹林・樹木に被われた区域、草地(芝地を含む)、農地、果樹園です。  
 2 緑被地の抽出、面積計測は、平成4年度撮影の空中写真及び地形図により行いました。  
 3 市街化区域面積は平成3年3月末現在、全域区域面積は平成3年末現在(国土地理院)です。

#### (2) 公園・緑地

平成13年3月末現在で、府内には、総数4,958か所の都市公園が開設されており、その総面積は4,213haです。府民1人あたりの公園面積では4.79m<sup>2</sup>で、全国平均(12年度末8.1m<sup>2</sup>)を下回っています(4-2図)。

4-2図 都市公園開設面積と1人あたり公園面積の推移



#### (3) 道路緑化

府道の街路樹整備状況(平成13年4月1日現在)は、緑化延長438km(一般国道106km、主要府道210km、一般府道122km)、管理路線146路線、管理本数2,634千本(高木76千本、中低木2,558千本)です。

#### (4) 風致地区

生活に潤いを与え、緑に富んだ快適な都市環境を維持するために、樹林地、丘陵地、水辺地等の良好な

自然的景観に富んでいる区域や、良好な住環境を維持している区域、古墳等の歴史的意義のある区域等を風致地区に指定しています（４－３表）。

４－３表 風致地区

市 名	指定地区名・面積（ha）	市 名	指定地区名・面積（ha）
高 槻 市	摂津峡（227.50）	高 石 市	高石（42.00）
箕 面 市	箕面（91.76）	泉 大 津 市	助松（20.00） 穴師（6.00）
池 田 市	鼓ヶ滝（31.00） 池田山（396.86） 待兼山（6.94）	岸 和 田 市	久米田（255.00） 焼ノ山（102.50） 中島池（28.00） 海岸寺山（170.00）
豊 中 市	東豊中（59.00） 稲荷山（5.00） 大石塚（2.00） 服部（123.00）	貝 塚 市	海岸寺山（50.00） 水間（266.00）
吹 田 市	服部（11.00） 千里山東（40.00） 千里山西（88.00）	泉 佐 野 市	新家山（106.00） 壇波羅山（87.00） 佐野松原（11.00）
東 大 阪 市	枚岡（383.00）	合 計	25地区（2,608.56ha）

（注）平成13年3月現在（ただし、大阪市、堺市を除く。）

## ２ 平成13年度に講じた施策

### （１）緑豊かなまちづくりの推進

#### 都市公園の整備

##### 健康と生きがいを支える府営公園の整備

府営服部緑地ほか8公園の維持管理を行うとともに、石川河川公園等の開設面積の拡大を図りました。

##### 市街地に広大な森林をつくる府営公園の整備

府営大泉緑地の維持管理を行うとともに、開設面積の拡大（2,000m<sup>2</sup>）を図りました。

#### 道路・街路等の緑化

##### 街路樹等の整備（安全で人にやさしい府道緑化事業）

信号待ちの場所に木陰を提供し、車いすの通行に配慮した植樹柵の改良を行うなど「人にやさしい緑の道づくり」を推進するとともに、防災機能の高い樹種の導入や植樹密度を高め、災害時の延焼防止や避難路の確保を図るなど「安心できる緑の道づくり」を推進しました。

#### 公共施設の緑化

##### 庁舎・府営住宅の緑化

「施設緑化10か条」に基づき、岸和田荒木住宅、富田林清水住宅等の府営住宅の緑化を推進し、まちの「みどりの拠点」となり、環境と調和する公共建築物を整備しました。

また、身近に自然に接する場を提供するため、既設府営住宅内の緑化等、団地環境整備工事を清滝住宅で実施しました。

##### 府立学校の緑化

緑化センターの指導により、府立高校の緑化に努めました。

##### 下水処理場の緑化

都市内に比較的まとまった面積を有する下水道終末処理場の水処理施設の屋上を利用して、緑化整備を行い、一部を府民に開放し、都市の快適な環境及びふれあいの場を確保するとともに、府民に下水道事業

に対する理解を深めてもらうため、処理場やポンプ場において植栽を行いました。

#### 地域緑化の推進

##### 緑化樹配付事業の推進

緑化樹の養成を行うとともに、住民が協同で行う地域緑化や公共施設の緑化のため、緑化樹の無償配付を行いました。

##### 民間施設緑化推進事業の推進

民間施設の接道部（公開空間）や屋上（人工地盤）等において行われる緑化事業及び社会福祉施設等で行われる福祉緑化事業（松下介護サービス㈱ほか5か所）に対して助成しました。

##### 緑化センター等の活用による緑化の知識の普及、指導

緑化センターにおいて、施設の緑化診断・緑化計画指導、緑化に関する講習会・研修会、緑化技術の相談・指導、緑化に関する情報の収集・提供等を行い、広く府民と協力して緑化を進めました。

また、服部緑地と大泉緑地において開設している「花と緑の相談所」において、専門の相談員による樹木や草木等、身の回りの緑化に関する相談のほか、四季折々の季節を彩る花や木の展示や花づくり等の講習等を行いました。

##### 大阪施設緑化賞（みどりの景観賞）

募集により府民の推薦を受けた緑化施設の中から、選考委員会で選考された優秀な施設を大阪施設緑化賞（みどりの景観賞）として表彰しました。

平成13年度は「ガーデンハイツ加美」（大阪市）が、知事賞に選ばれました。

##### 大阪府植樹祭の開催

（内容は第6章第1節第1（1）に後掲）

##### 近畿都市緑化祭への参加

都市緑化の推進を目的として行っている「近畿都市緑化祭」（万博公園）に参加し、府営公園で活動するボランティアグループとともにハーブの展示や公園案内などの出し物を行いました。

##### 大阪府都市緑化フェアの開催

府民の都市緑化意識の高揚、都市緑化に関する知識の普及を図ることで、都市緑化への啓発を行うことを目的とし、「大阪府都市緑化フェア」を藤井寺市役所ふれあい広場とその周辺で行いました。

##### 緑地協定・市民緑地制度等の活用

市街地の緑地の保全・管理と緑化を推進するため、都市緑地保全法に基づく緑地協定・市民緑地制度の普及に努めました。

##### 風致地区の指定・保全の推進

（内容は第5章第2節2（3）に前掲）

平成13年度みどりの景観賞[大阪府知事賞]



ガーデンハイツ加美（大阪市）



## 自然環境に配慮した急傾斜地崩壊対策事業の推進

都市区域の「がけ」地は、崩壊の危険性があると同時に都市部に残された緑の貴重な空間です。そのため、豊能町中之町地区・北谷（２）地区等において、既存樹木の保全や緑化回復により、安全で緑豊かな斜面整備を行いました。

## （２）水辺環境の整備

### 河川環境の整備

#### 人がふれあえる川づくりの推進

（内容は第５章第２節２（５）に前掲）

#### 治水緑地の整備

恩智川中・上流部（池島地区及び花園地区）の合計２か所において、多目的利用整備も含めた治水緑地の整備を行いました。

また、恩智川上流部（法善寺地区）において、治水緑地の整備のため、用地買収を行いました。

#### ふるさとの川整備事業の推進

（内容は第５章第３節２（４）に前掲）

#### 河川再生事業の推進

平成７年度に新規採択された道頓堀川を対象に、治水機能と河川環境の向上を目的として、「道頓堀川水辺整備委員会」において検討を行い、その検討内容を踏まえて河川再生計画を策定し、工事を推進しました。

#### 河川公園の整備

（内容は第５章第３節２（４）に前掲）

#### 河川浄化事業

石津川、王子川、平野川において浄化しゅんせつを行いました。

（その他の内容は第４章第４節２（２）の「河川水の直接浄化の実施」を参照）

#### スーパー堤防の整備

沿川の市街地再開発等と一体となって、河川空間を活かした良好な市街地整備を行っていくため、安治川等においてスーパー堤防整備に資する盛土工事を実施しました。

### 海辺環境の整備

#### 南大阪湾岸整備事業の推進

りんくうタウンにおいて、公園・緑地等の整備を行いました。

#### 港湾環境整備事業の推進

堺泉北港において、泉北６区の緑道整備を引き続き進めました。

#### 環境と共生する港湾（エコポート）の整備

（内容は第５章第１節２（２）に前掲）

#### 都市海岸高度化事業の推進

堺日港地区と浜寺地区において、高潮対策の推進と耐震対策や津波対策等地震時における安全性の向上

を図るとともに、スロープ、手すり等を設置し、高齢者や車いすの方など、誰もが水辺に近づけ、憩えるように配慮した親水性護岸の整備を引き続き行いました。

海に親しむ府営公園の整備

(内容は第5章第3節2(5)に前掲)

埋立地の活用

堺第7-3区に設置した「みなと堺グリーンひろば」及び「芝生広場」を4月から11月の日曜・祝日に府民に開放しました。

阪南港阪南2区における人工干潟の整備

(内容は第5章第1節2(2)に前掲)

ため池や水路等の整備

オアシス構想推進事業の推進

(内容は第5章第2節2(5)に前掲)

いきいき水路モデル事業の推進

(内容は第5章第3節2(4)に前掲)

まちづくり水路整備事業の推進

(内容は、第5章第3節2(4)に前掲)

### (3) ゆとりある空間の確保

歩道等の整備

歩行者用道路の整備

人々が、車を気にせずゆったりと歩くことができるよう、歩道が未整備の道路に歩道を設置しました。

サイクリング・ロードの整備

「北河内自転車道」(大規模自転車道)の整備を引き続き行いました。

休憩場・案内標識の設置

人々が、ゆったりとドライブを楽しむことができるよう、ドライバーが気軽に休むことができる簡易パーキング施設や間違えずに目的地に到達するための案内標識の設置を行いました。

透水性歩道の整備

(内容は第3章第2節2(1)に前掲)

広場等公共空間の整備

駅前広場の整備

市街地再開発事業、土地区画整理事業等の面整備事業を行い、駅前広場を整備することによって、交通流の円滑化を図るとともに、公共交通機関の利用促進を図りました。

公開空地の確保(総合設計制度の活用)

敷地面積が一定規模以上の敷地内で一定割合以上の空地を確保し、市街地環境の整備改善に資すると認められる建築物について、建築基準法による容積率、高さに関する形態規制の一部の緩和ができる総合設計制度をより一層活用していくため、許可取扱要領の改正を行いました。

#### 歩道の通行性の確保

##### 駅前放置自転車追放のための広報・啓発

すべての府民に「自転車の放置はしない、させない」意識の高揚を図るため、市町村、鉄道事業者等の協力により、11月に駅前放置自転車クリーンキャンペーンを展開し、ポスターの掲出等を行いました。

##### 自転車駐車場の整備促進

市町村に対し、自転車駐車場の整備を働きかけるとともに、自転車法に基づく条例制定を未制定市町村へ働きかけました。

#### 都市構造、都市基盤の整備

##### 阪南港阪南2区整備事業の推進

既成市街地の住工混在を解消するための工場移転用地、ごみ処理を適正に行うための清掃工場用地、水辺環境を創出するための干潟・親水緑地等の整備を行い、快適な都市環境の創出を図るため、阪南港阪南2区の整備を、引き続き進めました。

##### 土地の有効高度利用、職住近接化

低層木造建築物が密集し、道路等公共施設の整備が遅れている地区について、市街地再開発事業により建築物の高層化・共同化を行い、土地の合理的で健全な高度利用と都市機能の更新並びに公共施設の整備を総合的に推進しました。

また、都市基盤の未整備な地域について、土地区画整理事業により、土地利用の増進と公共施設の整備改善を行い、総合的に良好な市街地の形成を推進しました。

### 3 課題と今後の方向

都市公園をはじめとする身近な緑や水辺は、都市域の人々の暮らしに潤いとやすらぎを与えるとともに、災害時の避難地の提供やヒートアイランド現象の緩和など様々な機能を有しています。このため、公共施設の緑化を率先して進めるほか、民有地についても敷地内だけでなく建物の屋上や壁面を利用した緑化を推進するとともに、緑地協定の締結や市民緑地制度の活用などを通して緑豊かなまちづくりを進めます。

都市部河川的环境整備については、沿川のまちづくりと連携し、河川空間とまちが一体となった整備（スーパー堤防事業等）を進めるとともに、川からみた景観も考慮し、当面は防潮堤の緑化などの環境整備を行っていきます。さらに、都心の拠点施設を水上交通で結ぶ水上交通ネットワークの構築をめざします。

海辺環境の整備については、港湾の親水性を高めるとともに、身近な水辺空間として活用を図っていく必要があります。また、なぎさや干潟などによる自然浄化機能を回復する必要があります。

このため、環境と共生する港湾（エコポート）として重点的に整備し、自然浄化機能の回復に努めます。また、耐震対策や津波対策等地震時における安全性の向上を図るとともに、身近な水辺空間として活用できる親水性護岸の整備を行っていきます。さらに、身近な水辺空間の整備として、港湾緑地の整備を行います。

さらに、安全で魅力的な都市・まちづくりを先導する空間として、潤いとゆとりある歩道整備への取り組みが望まれる中で、歩道は、自転車及び歩行者が安全かつ円滑に移動でき、あらゆる施設へ移動できる

空間であり、歩道をどのような場所においても、安全・安心・快適なものにするためには、生活空間の広がりに応じて連続的に整備されていなければなりません。このため、歩道の有効幅員の確保、段差、傾斜、勾配の改善等の整備を引き続き推進していくことにより、「歩いて暮らせるまちづくり」を先導する歩行空間のネットワークの形成に努めます。

## 第5節 美しい景観の形成

### 1 現状

#### (1) 景観

美しい景観づくりに向け、府民、事業者、行政の協働により、豊かで世界に誇れる美しい景観づくりを府民運動として展開するとともに、特に良好な景観形成を図る必要のある地域を景観形成地域に指定するなど、地域の特性を活かした都市景観の形成に取り組んでいます。

また、美観風致維持等の観点から、屋外広告物法及び同法施行条例等に基づく許可区域、禁止区域、禁止物件の指定や違法なはり紙、立看板などの簡易除却等により、屋外広告物の規制を行っています。

### 2 平成13年度に講じた施策

#### (1) 公共事業等による推進

##### 美しい公共施設づくり

##### 府有施設の整備

「大阪府公共建築整備指針」及び「大阪府公共建築整備マニュアル」に基づき、都市の景観をリードし、まちの魅力を高め、まちの活性化に役立つ美しい府有施設づくりを推進しました。

##### 府営住宅の整備

府営住宅の建設にあたり、住棟配置、植樹、幼児遊園等の整備について周辺環境との調和を図り、地域の景観の向上に努めました。

##### 街路灯、ガードレール、標識等の景観配慮

駅、公共施設等の周辺において、地域の景観に配慮した道路照明灯、防護柵、道路標識等の整備に努めました。

##### 個性的で魅力ある都市空間の形成

##### 電線類の地中化の促進

安全で快適な通行空間を確保するとともに、良好な都市景観の向上、都市防災の防止に資するため、国道479号（吹田市・北大阪急行江坂駅）等において、道路の地下空間を利用して電線類を収容する施設（電線共同溝）を設置し、電線類及び電柱を路上から除去しました。

##### 違法看板等の撤去

美観風致の維持及び公衆に対する危害の防止のため、府内（大阪市域及び堺市域を除く。）において、違法に掲出されているはり紙、はり札、立看板等の簡易な屋外広告物を除去しました。

## (2) 適切な誘導・規制

### 適切な誘導・規制

#### 土地利用規制等既存法令による規制

都市計画における土地利用計画の実現を図るとともに、市街地の環境を保全するため、用途規制制度に従い、建築基準法の適正な運用を行いました。

#### 地区計画制度の活用

地区の特性に応じた良好な市街地の形成を図るため、地区計画制度、再開発地区計画制度等を活用し、御堂筋地区地区計画等あわせて9市12地区において、市が決定・変更する地区計画、再開発地区計画に対し、同意しました。

#### 建築協定制度の活用

府、市・町、各建築協定地区の代表者で構成する「大阪府建築協定地区連絡協議会」において、情報交換や啓発活動を通じて、建築基準法に規定されている建築協定の円滑な運営及び制度の普及を図りました。

#### 景観条例の施行

「美しい世界都市大阪」の実現に向け、条例に基づき、広域的な観点から景観形成を推進すべき地域として、大阪中央環状線など5道路軸を景観形成地域に指定し、届出制度に基づく指導等を行いました。

#### 街なみ環境整備事業の推進

歴史的環境と調和した建築物等の修景により、風土を活かした個性とうるおいのある都市景観を形成する「街なみ環境整備事業」を実施する大阪市(住吉大社周辺地区・平野郷地区)、八尾市(久宝寺寺内町地区)、富田林市(寺内町地区)、泉大津市(泉大津駅西地区)、岸和田市(本町地区)及び枚方市(枚方宿地区)に対し、事業の円滑な推進を図るため、指導・監督を行いました。

#### 密集住宅市街地整備促進事業の推進

老朽住宅が密集する市街地において、居住環境の整備及び良質な住宅の供給を促進するとともに、防災性向上を図るため、国土交通大臣の承認を得ている7市13地区において、市が行う老朽住宅の建替促進及び住環境整備の推進を図るための支援を行いました。

#### 景観を阻害する行為の抑制

#### 景観を損う屋外広告物の指導、撤去

違法に掲出されたはり紙、はり札及び立看板の簡易除去を行うとともに、違法掲出者に対する指導を行いました。

## (3) 景観づくり活動等の促進

### 美しい景観への関心づくり

#### 大阪都市景観建築賞(大阪まちなみ賞)

一般府民の推薦を受けた建物・まちなみを対象に、学識経験者等による審査委員会により審査し、優秀な建物・まちなみを表彰しました。平成13年度は「ガーデンハイツ加美」(大阪市)が、知事賞に選ばれました。

## 平成13年度大阪まちなみ賞[大阪府知事賞]



ガーデンハイツ加美（大阪市）

### まちづくり功労者の表彰

府民参加による創意と工夫を活かしたまちづくりの推進を目的として、まちづくりに特に顕著な功績のあった個人・団体（11件）を表彰しました。

### マスターアーキテクト方式による魅力あるまちなみ形成の推進

阪南スカイタウンにおいて、一人の建築家（マスターアーキテクト）が中心となり、まちの景観を調整し、魅力あるまちなみの形成に努めました。

### 景観づくり活動の展開

#### 団体等の交流の場の設置

「大阪美しい景観づくり推進会議」において、都市景観に対する意識啓発と府民・事業者の自発的な景観づくり活動を促進するとともに、府民・事業者・行政の協働による美しい景観づくりのため、「大阪美しいまちづくりニュース」の発行や「玄関先をさわやかに運動」の推進等の活動を展開しました。

### 道路美化運動の支援

「中環をきれいにする日（毎月20日）」、「外環クリーン月間（毎年5月・9月）」及び「道路美化モデル区間（9路線10区間）」において、地元自治会や地元市町村等の協力を得て、道路の清掃を行うとともに、広く道路を利用する人々に対し、道路を汚さないように広報・啓発活動を実施しました。

また、地域に愛される美しい道路づくりを目指し、快適な道路環境を創出するための取り組みとして、大阪府と関係市町村が協力して地元自治会や企業等の団体が自主的に清掃や緑化等のボランティア活動を実施するアドプト・ロード・プログラムを平成13年度より本格的に実施しました。

（平成13年3月末現在での協定締結数36団体 5,500人 延べ延長L = 約26.5km）

### 河川美化運動の支援（アドプト・リバー・プログラムの実施）

自然環境や地域全体の美化に対する住民の意識・関心が高まる中、住民の自発的な清掃活動を河川美化の推進につなげていくことを目的として、参加団体・河川管理者・市町村等の各参加者が、活動内容に関する役割分担を定めた協定を締結の上、美化運動を実施しました。

平成13年度は試行的に実施し、一級河川佐保川において佐保自治会に対して、また、同芥川において芥川美化奉仕会に対して認定証を交付するほか、活動場所に活動団体名を表示したサインボードを設置しました。

#### 散乱廃棄物対策の推進

「大阪府廃棄物減量化・リサイクル推進会議」で、9月を「環境美化・ごみ減量化・リサイクル月間」と定め、ごみ減量化・リサイクル及び環境美化について、啓発用ポスター及びカレンダーを作成・配布するとともに、府内市町村及び清掃一部事務組合等において啓発イベント等を行いました。

#### めいわく駐車や駅前放置自転車の追放に向けた府民運動の展開

すべての府民に「めいわく駐車と自転車の駅前放置はしない、させない」意識の高揚を図るため、めいわく駐車追放については、ラジオスポット放送の実施や街頭キャンペーン等を行いました。（駅前放置自転車追放については、第5章第4節2（3）に前掲）

### 3 課題と今後の方向

美しい景観づくりにあたっては、府民、事業者、行政がそれぞれの役割を認識し、共に手を携えて、様々な活動や施策を進める必要があります。このため、大阪府景観条例に基づく景観形成地域の指定を推進し、大阪美しい景観づくり推進会議を通じて、府民や事業者の景観づくりに対する意識の啓発と、各々の主体の自発的な取り組みを支援します。

また、まちの美観を害している違法広告物に対する規制を強化するとともに、撤去活動、その他の美化運動に地域住民の参画を求めていくなど、すべての主体の協働による景観づくりを推進します。取り組みにあたっては、地域の住民やNPO等による自発的な地域活動を、沿道や沿川の美化運動につなげるアドプト・プログラムを推進していきます。

## 第6節 歴史的文化的環境の形成

### 1 現状

#### (1) 史跡・文化財等

大阪は、古くから政治、経済の中心として発展してきたところで、府内には応神・仁徳陵等の古墳や池上曽根遺跡、難波宮跡、大阪城などの史跡をはじめ、富田林寺内町のまちなみや多くの歴史的建造物のほか、人形浄瑠璃文楽など、文化的遺産が豊富に存在しています。平成14年3月末現在の状況をみると、国及び府の指定等文化財が前年に比べ4件減少（指定替や名称変更、所有者変更に伴う）し1,261件、国登録文化財が前年に比べ14か所43件増加し79か所184件、埋蔵文化財包蔵地が前年に比べ26件増加し8,244件となっています（6-1表）。

6-1表 指定等文化財件数一覧

#### (1) 国指定等文化財

種 別		件 数		
有 形 文 化 財	国 宝	建 造 物	5	63
		絵 画	9	
		彫 刻	4	
		工 芸 品	25	
		書跡・典籍・古文書	17	
		考古資料	3	
	重 要 文 化 財	建 造 物	88	653
		絵 画	128	
		彫 刻	103	
		工 芸 品	198	
		書跡・典籍・古文書	111	
		考古資料	24	
無 形 文 化 財	重 要 無 形 文 化 財	6	12	
	記 録 選 択	6		
民 俗 文 化 財	重 要 有 形 民 俗 文 化 財	4	11	
	重 要 無 形 民 俗 文 化 財	2		
史 跡	記 録 選 択	5	63	
	特 別 史 跡	2		
	史 跡	61		
	名 勝	4		
天 然 記 念 物	特 別 天 然 記 念 物	3	16	
	天 然 記 念 物	13		
	重 要 伝 統 的 建 造 物 群 保 存 地 区	1		
	選 定 保 存 技 術	1		
	合 計	824		

#### (2) 国登録文化財

種 別	件 数
建 造 物	79か所 184件

#### (3) 府指定等文化財

種 別		件 数		
条 例	有 形 文 化 財	建 造 物	56	234
		絵 画	14	
		彫 刻	67	
		工 芸 品	41	
		書跡・典籍・古文書	6	
		考古資料	48	
		歴 史 資 料	2	
		民 俗 文 化 財	有 形 民 俗 文 化 財	
	無 形 民 俗 文 化 財	5		
	記 録 選 択	14		
	規 則	史 跡	67	148
		名 勝	6	
天 然 記 念 物		75		
重 要 美 術 品		6		
史 跡 ・ 名 勝		2		
史 跡	史 跡	17	29	
	名 勝	4		
	合 計	437		

#### (注)

- 1 国指定等文化財とは、文化財保護法(昭和25年法律第214号)に基づき指定、登録、又は記録選択されたものです。
- 2 府指定等文化財中、条例とは大阪府文化財保護条例(昭和44年大阪府条例第5号)に基づき指定又は記録選択されたもので、規則とは大阪府古文化記念物等保存顕彰規則に基づき指定されたものです。

(平成14年3月31日現在)

#### (4) 埋蔵文化財包蔵地

種 別	件 数
古 墳	4,102
集 落 跡	1,607
窯 跡	1,067
城 跡	168
寺 跡	320
宮 跡	8
そ の 他	972
合 計	8,244



## 2 平成13年度に講じた施策

### (1) 歴史的・文化的遺産の保全と活用

#### 歴史的まちなみ等の保全

##### 指定文化財建造物の保存

布忍神社本殿を大阪府文化財保護条例に基づき、府の文化財に指定しました。また、重要文化財建造物や府指定文化財建造物の保存修理や防災施設設置に支援しました。

##### 歴史的建造物群の保存

富田林寺内町（重要伝統的建造物群保存地区）において、市が行う修理・修景事業に対して指導・助言を行いました。

##### 登録文化財建造物の登録の促進

国の登録文化財制度により、府では平成14年3月現在で、79か所184件が登録文化財として登録されました。

#### 史跡・名勝・天然記念物の文化財の保全

##### 史跡・名勝・天然記念物の指定による文化財の保全

紫金山古墳（茨木市）、玉田山一号墳（阪南市）を府史跡に、長杉寺庭園（能勢町）を名勝に、出灰素盞鳴神社のカツラ（高槻市）及び若山神社のツブラジイ林（島本町）を府天然記念物に大阪府文化財保護条例によって指定しました。また、鉢塚古墳（池田市）を追加指定（指定地の範囲拡大）しました。さらに、国宝・重要文化財・史跡名勝天然記念物等の国及び府指定の文化財の保存修理や防災施設の整備等に対し、所有者への助成を行いました。



<長杉寺庭園（能勢町）>

##### 史跡等、公有化整備事業への助成

史跡池上曾根遺跡（泉大津市・和泉市）をはじめ、地域の歴史的・文化的環境の核として重要な史跡等に対して、市町村の行う土地公有化事業や環境整備事業について、助成しました。

##### 文化財等の調査

近代遺跡の所在調査を実施しました。また、大規模開発に対しては、有形文化財、無形文化財等も含めた総合調査を実施するよう事業者を指導しました。

##### 埋蔵文化財の保全及び調査

埋蔵文化財包蔵地における開発工事について、事前に事業者と文化財保存について協議し、貴重な文化財が不用意に失われることのないよう、指導しました。なお、平成13年度の開発工事に伴う発掘届出件数は8,505件でした。また、開発工事に先立ち、破壊の恐れのある埋蔵文化財の発掘調査及び遺跡範囲確認調査等を実施しました。

#### 歴史的まちなみを活かした施設づくり

##### 歴史街道事業の推進

「なにわ歴史街道事業化推進指針」に示される「歴史文化あふれる都市・大阪づくり」の実現をめざし

て、歴史街道モデル事業の推進や情報発信等の事業を、歴史街道推進協議会が中心となって行いました。

#### 案内標識の整備

豊中亀岡線等において、歴史・文化的史跡を案内するための標識を設置しました。

#### 歴史の息づく水辺空間の整備

(内容は第5章第3節2(4)の「ふるさとの川整備事業の推進」を参照)

### (2) 歴史的文化的遺産にふれる場と機会づくり

#### 博物館等の整備・運営

##### 府立博物館の運営

歴史・文化に関する様々な資料や情報を調査・収集・保存し、展示や講座、体験学習等の催事を通して広く府民に提供し、豊かな文化的環境の創造に資するため、弥生文化博物館(和泉市)並びに近つ飛鳥博物館(河南町)の2府立博物館を運営しました。

##### 日本民家集落博物館への支援

日本全国から移築した貴重な民家の保存と活用を図るため、日本民家集落博物館の運営及び民家の維持管理等の事業に対し、補助しました。

##### 府立狭山池博物館の運営

狭山池ダム建設事業の調査で発見された1,400年間の歴史を刻む堤体断面や東樋・木製棹工等の貴重な土木遺産を展示・紹介しました。

##### 府立近つ飛鳥風土記の丘の運営

わが国の代表的な古墳時代後期の群集墳で、学術的にも貴重な国指定史跡「一須賀古墳群」を保存するとともに、府民に豊かな自然の中で文化財にふれ、学び、親しんでもらう史跡公園として運営しました。

#### 学習・情報提供の推進

##### 歴史情報の提供

府内の重要な文化財の記録を目的として、「調査事務所年報5」及び調査報告書「招提中町遺跡」「余部遺跡」など12冊を刊行しました。また、府内における発掘調査の成果を広く公開するため、岸和田城跡(岸和田市)、余部遺跡(美原町)、シシヨツカ古墳(河南町)において発掘調査現地説明会を開催しました。

##### 講座、イベント等の開催

博物館の特別展示等のテーマに関連したセミナーや講演会等を実施するとともに、博物館の特性や立地を生かして、ミュージアムコンサートや自然観察会等、多様なイベントを開催しました。

### 3 課題と今後の方向

歴史的文化的遺産の保全にあたっては、文化財そのものの保存とともに、周辺の自然環境や伝統的行事などと一体的な保存を図ることが必要です。また、府内に残る豊富な歴史的文化的遺産を観光やまちづくり、環境学習、生涯学習などの分野で活用することが必要です。さらに、博物館等による歴史情報の提供や、遺跡情報の電子化により、文化財情報を積極的に提供していく必要があります。

このため、市町村や地域住民の参加と連携のもと、保存処置の講じられていない未指定物件を指定文化財や国の登録文化財に指定し、歴史的文化的遺産の保存と次世代への継承に取り組みます。また、保存修理事業を助成するとともに、保存・活用・継承に伴う様々な課題に指導・助言します。さらに、歴史街道や歴史をめぐる遊歩道の整備などを通じて、歴史的文化的遺産を結ぶネットワークの形成に努めるとともに、遺跡情報を電子化するなど文化財情報を積極的に発信します。